

議案第 69 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利

は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

参考資料

制 定 要 旨

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができないこととするため、この条例を制定するものである。